

ケータイ番号振込サービスご利用規約

第1条 取引内容

ケータイ番号振込サービス（以下「本サービス」という）とは、ケータイバンキングおよびインターネットバンキングにおいて、お客さまの当行の普通預金口座から他のお客さまの当行の普通預金口座宛の振込依頼の際に、受取人の携帯電話番号および普通預金口座名義の一部（以下、「携帯電話番号等」という）を入力する方法により振込先を指定することができるサービスです。

第2条 振込依頼

1. 本サービスを利用した振込依頼は、次により取扱います。
 - (1) 本サービスを利用した振込依頼は、当行所定の手続きにしたがい、受取人の携帯電話番号等を正確に入力して行ってください。
 - (2) 入力された携帯電話番号等が当該振込の受取人であるお客さまの届出情報と一致した場合には、指定された受取人の口座名義をお客さまがケータイバンキングおよびインターネットバンキングで利用されているネットワーク端末（以下「ネットワーク端末」という）の画面上に表示しますので、確認してください。
 - (3) 前号によりネットワーク端末に表示された受取人の口座名義を確認後、ネットワーク端末の画面操作により振込金額、その他所定の事項を正確に入力し、その後は当行所定の「じぶん銀行取引規約」におけるケータイバンキングおよびインターネットバンキングの利用方法の定めに従い依頼内容の確認および確定を行ってください。
2. 前項に従って依頼した振込内容について誤りがあったとしても、これによって生じた損害については、当行は当行に責がある場合を除き、一切責任を負いません。
3. ケータイ番号振込サービスによる振込依頼の振込指定日は、当該振込依頼内容の確定日当日のみとし、翌日以降の指定はできません。

第3条 受取人口座名義の表示制限

第2条第1項第2号にかかわらず、お客さまが本サービスの利用による振込を依頼される際に当行所定の条件（1日あたりの誤入力件数等の条件）に該当する場合は、同号に定める届出情報との一致が確認された場合であっても受取人の口座名義の表示を行いません。この場合、ネットワーク端末の画面操作により、受取人の口座名義の全部をカタカナで正確に入力したうえで、振込金額、その他所定の事項を正確に入力し、その後は当行所定の「じぶん銀行取引規約」におけるケータイバンキングおよびインターネットバンキングの利用方法の定めに従い依頼内容の確認および確定を行ってください。

第4条 規約の準用

1. 本サービスの利用に関し、この規約に定めのない事項については、じぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
2. 本規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の「じぶん銀行取引規約」において定義した内容に従うものとします。

第5条 規約の変更

当行は、本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上